


法律用語 1 許可、承認、届出

分類	意味	条件
許可	原則的に 禁止されている 行為を、特定の条件を満たした場合にやってもよいと、行政機関が 禁止を解除 するもの。	
承認	禁止はされていないが、行うならば、特定の条件を満たす必要がある、そのことを行政機関に 認めてもらう こと。	
届出	禁止はされていないが、違法行為が行われないように監視する目的から、行うならば行政機関に知らせておく必要があるものについて、 その知らせを行う こと。	

TOKYO MAQUILLA Inc 2020 4

法律用語 2 製造業、製造販売業、販売業

分類	意味	詳細
製造業	製造行為を行うこと。 ※製造した商品を製造販売業者等に販売することはできるが、市場に出荷することはできない	製造行為とは以下のことを言う ・原料の混合、ろ過、充填等 ・包装や製品への製造番号等の法定事項の表示 ・製造販売業にて出荷判定をする前の製品の保管
製造販売業	製品を市場に出荷すること。また、その製品についての責任者となる。 ※つまり、世の中に商品を初めて流通させる業者のことを指す ※製造販売は、「製造+販売」の意味ではないので注意	医薬品製造販売業 医薬部外品製造販売業 化粧品製造販売業 以上はいずれも許可が必要。
販売業	商品を業として小売すること。	・医薬品には販売業が3種類（卸売販売業、店舗販売業、配置販売業）あり、いずれも許可が必要 ・化粧品や医薬部外品には販売業はない。

